平成２９年（フ）第２０４０号
札幌市西区二十四軒４条３丁目２番25号　プライムハウスさわだ203号
破産者　山本　　遥（旧姓吉田）
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０６４号
札幌市西区発寒10条２丁目11番５号　千田マンション12号
破産者　髙山　征明
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３５号
青森県五所川原市字一ツ谷533番地３　コーポＫ７号
破産者　鳴海　文子
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第１５０号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目４番地　市営住宅４Ａ１棟30
破産者　千葉　裕陽
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５６６号
仙台市泉区西田中字萱場中25番地の５、住民票上の住所仙台市青葉区中山１丁目23番10号
破産者　加藤　　寛
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７９７号
仙台市宮城野区福室５丁目23番７－204号
破産者　千田　由章
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８１号
埼玉県さいたま市見沼区大字御蔵771番地18、開始決定時の住所群馬県桐生市川内町２丁目726番地　ハイツグレイスＭ－１
破産者　池原　香織（旧姓今泉）
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第９３号
群馬県太田市上強戸町乙1980番地、旧住所群馬県みどり市笠懸町鹿4165番地５
破産者　井口　統夫
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第３３６号
石川県小松市上小松町丙50番地１　ハイツ85　201、開始決定時の住所埼玉県吉川市大字平沼990番地
破産者　菊地　良平
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５８８号
埼玉県草加市西町490番地２　岡田荘202号、旧住所広島市西区庚午中１丁目13番11－203号
破産者　阿部　　努
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２３０号
愛知県江南市田代町南出318番地
破産者　木本　博也
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１７１５号
滋賀県草津市岡本町560番地
破産者　山元　敏光
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０６９号
福岡県大野城市瓦田１丁目２番３－301号、前住所福岡市博多区板付３丁目７番812号
破産者　梶原　秀登
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７９５号
福岡市中央区春吉３丁目15番27－407号、前住所福岡県太宰府市大佐野３丁目２番６号
破産者　梅原　侑香
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８０１号
福岡市博多区奈良屋町９番15－301号
破産者　天本　紀子
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９９号
佐賀県神埼市千代田町崎村970番地４
破産者　江頭裕次郎
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３４号
佐賀市城内２丁目３番２号　城内マンション301
破産者　小田　啓一
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３５号
福島県郡山市愛宕町12番７号　荒池マンション33号
破産者　三瓶　金男
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係